

(様式2)

教育委員会 (議案・報告) 第5号

(所 管) 総務部 総務課

件 名	堺市教育委員会事務局等事務分掌規則の一部改正について
提 案 理 由	<p>次のとおり教育委員会事務局において必要な組織改正等を行うため、所要の改正を行うものである。</p> <p>(1) 中学校区を一体的にマネジメントする小中一貫した教育体制を構築するため。</p> <p>(2) 義務教育9年間を見通した、より一層の系統性・連続性を意識したカリキュラムへの改善に注力するため。</p> <p>(3) いじめや不登校等の生徒指導業務への対応を図る体制を強化し、学校保健及び保健体育に関する業務を一体的に実施する体制を整備するため。</p> <p>(4) 学校現場における全員喫食制の中学校給食の実施に向けた取組を推進するため。</p>
議案（報告）の概要又は要旨	<p>1 改正の内容</p> <p>(1) 総務部に学校改革推進室を新設するもの</p> <p>(2) 学校指導課を教育課程課に改称するもの</p> <p>(3) 保健体育等に関する事務を規定上明確にするとともに当該事務を生徒指導課から学校総務課に移管し、学校総務課を学校保健体育課に改称するもの</p> <p>(4) 中学校給食準備室を学校給食課に統合するもの</p> <p>(5) 規定の整備を行うもの</p> <p>2 施行期日</p> <p>令和4年4月1日</p>
備 考	
議決後必要となる取組	<p>この案件の教育委員会議決後は、</p> <p>■ 上記案により、公布する。</p> <p>□ 令和 年 第 回市議会（定例会・臨時会）に提出する議案については、異議がないものとして回答する。</p> <p>□ その他（ ）</p>

議案第5号

堺市教育委員会事務局等事務分掌規則の一部改正について

堺市教育委員会事務局等事務分掌規則の一部改正について、次のとおり改正する。

令和4年3月14日
堺市教育委員会
教育長 日渡 円

堺市教育委員会事務局等事務分掌規則の一部を改正する規則

堺市教育委員会事務局等事務分掌規則（昭和42年教育委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中 「学校総務課 を 「学校保健体育課 に改め、
学校指導課」 教育課程課 」

同条第6項中 「学校 ICT 化推進室 を 「学校改革推進室 に改める。
中学校給食準備室」 学校 ICT 化推進室」

第6条の2中「学校指導課」を「学校保健体育課、教育課程課」に改める。

別表第1 総務部学務課の分掌事務を定める部分を次のように改める。

学務課

学務係

- (1) 児童及び生徒の就学に関すること。
- (2) 通学区域その他児童及び生徒の通学に関すること。
- (3) 児童及び生徒の通学の助成に関すること。
- (4) 教科書の無償給与に関すること。
- (5) 学校基本調査に関すること。
- (6) 幼稚園児の募集に関すること。
- (7) 課内の他の係の所管に属しないこと。

奨学係

- (1) 児童及び生徒の就学援助に関すること。
- (2) 奨学金の交付に関すること。
- (3) 修学奨励に関すること。
- (4) 授業料等及び保育料に関すること。
- (5) 堺市奨学等基金に関すること。

別表第1 総務部学務課の分掌事務を定める部分の次に次のように加える。

学校改革推進室

- (1) 学校改革に係る施策の企画、総合調整、計画策定及び推進に関すること。
- (2) 学校改革に係る関係部局との連絡調整に関すること。

別表第1 学校教育部学校総務課の分掌事務を定める部分中「学校総務課」を「学校体育保健課」に改め、同課指導事務係の分掌事務を定める部分第1号中「関すること」の次に「(課内の他の係の所管に属するものを除く。)」を加え、同課学校保健係の分掌事務を定める部分中「学校保健係」を「保健体育係」に改め、同部分中第8号を第9号とし、第3号から第7号までを1号ずつ繰り下げ、同部分第2号中「についての」を「に係る」に改め、同号を同部分第3号とし、同部分第1号の次に次の1号を加える。

- (2) 保健体育、児童及び生徒の体力向上並びに部活動に係る指導及び助言に関すること。

別表第1 学校教育部学校指導課の分掌事務を定める部分中「学校指導課」を「教育課程課」に改め、同部生徒指導課の分掌事務を定める部分第1号を次のとおり改める。

- (1) 生徒指導に係る指導及び助言並びに生徒指導体制の整備に関すること。

別表第1 教育センター企画相談課の分掌事務を定める部分第2号中「適応指導」を「教育支援教室」に改め、同表学校管理部学校給食課給食係の分掌事務を定める部分中「(中学校給食準備室の所管に属するものを除く。)」を削り、同部中学校給食準備室の分掌事務を定める部分を削り、同部学校管理課の分掌事務を定める部分を次のように改める。

学校管理課

学校経理係

- (1) 学校に係る予算、決算その他の財務の総括に関すること。
- (2) 学校の備品等の整備計画に関すること。
- (3) 学校における物品調達事務及び維持経費の執行に関すること。
- (4) 課内の他の係の所管に属しないこと。

管理係

- (1) 学校施設の建物及び設備の維持管理に関すること。
- (2) 学校施設の警備に関すること。
- (3) 学校施設の土地及び建物の財産管理に関すること。
- (4) 学校施設の目的外使用に関すること。
- (5) 学校施設に係る電波障害に関すること。

別表第1 学校管理部教育環境整備推進室の分掌事務を定める部分第2号中「、中学校給食準備室」を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。
(堺市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会規則の一部改正)
- 2 堺市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会規則(平成25年教育委員会規則第7号)の一部を次のように改正する。
第10条中「学校指導課」を「教育課程課」に改める。

堺市教育委員会事務局等事務分掌規則（昭和42年教育委員会規則第8号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>（部等の設置）</p> <p>第2条 事務局に置く部及び課は、次のとおりとする。</p> <p>総務部</p> <p> 総務課</p> <p> 教育政策課</p> <p> 学務課</p> <p>教職員人事部</p> <p> 教職員企画課</p> <p> 教職員人事課</p> <p>学校教育部</p> <p> <u>学校総務課</u></p> <p> <u>学校指導課</u></p> <p> 支援教育課</p> <p> 生徒指導課</p> <p> 人権教育課</p> <p>地域教育支援部</p> <p> 地域教育振興課</p> <p> 放課後子ども支援課</p>	<p>（部等の設置）</p> <p>第2条 事務局に置く部及び課は、次のとおりとする。</p> <p>総務部</p> <p> 総務課</p> <p> 教育政策課</p> <p> 学務課</p> <p>教職員人事部</p> <p> 教職員企画課</p> <p> 教職員人事課</p> <p>学校教育部</p> <p> <u>学校保健体育課</u></p> <p> <u>教育課程課</u></p> <p> 支援教育課</p> <p> 生徒指導課</p> <p> 人権教育課</p> <p>地域教育支援部</p> <p> 地域教育振興課</p> <p> 放課後子ども支援課</p>

学校管理部

学校給食課

学校管理課

学校施設課

- 2 教育機関に置く組織で部に準ずるもの（以下「部相当機関」という。）
は、次のとおりとする。

教育センター

中央図書館

- 3 教育機関に置く組織で課に準ずるもの（以下「課相当機関」という。）
は、次のとおりとする。

美原こども館

中図書館

東図書館

西図書館

南図書館

北図書館

美原図書館

- 4 教育機関に置く組織で係に準ずるもの（以下「係相当機関」という。）
は、次のとおりとする。

堺市駅前分館

東百舌鳥分館

学校管理部

学校給食課

学校管理課

学校施設課

- 2 教育機関に置く組織で部に準ずるもの（以下「部相当機関」という。）
は、次のとおりとする。

教育センター

中央図書館

- 3 教育機関に置く組織で課に準ずるもの（以下「課相当機関」という。）
は、次のとおりとする。

美原こども館

中図書館

東図書館

西図書館

南図書館

北図書館

美原図書館

- 4 教育機関に置く組織で係に準ずるもの（以下「係相当機関」という。）
は、次のとおりとする。

堺市駅前分館

東百舌鳥分館

初芝分館

樽分館

美木多分館

5 部相当機関に置く課は、次のとおりとする。

教育センター

企画相談課

能力開発課

中央図書館

総務課

6 臨時又は特別の事務事業を処理させるために置く組織で課に準ずるもの（以下「課相当の室」という。）は、次のとおりとする。

学校ICT化推進室

中学校給食準備室

教育環境整備推進室

第3条～第6条 （略）

第6条の2 学校指導課、支援教育課、生徒指導課又は人権教育課に属する職員で、次の各号に掲げる職にあるものは、特に辞令を用いて発令する者を除き、当該各号に定める職を特に辞令を用いることなく兼ねるものとする。

- (1) 課長又は参事 学校教育部参事
- (2) 課長補佐又は主幹 学校教育部主幹

初芝分館

樽分館

美木多分館

5 部相当機関に置く課は、次のとおりとする。

教育センター

企画相談課

能力開発課

中央図書館

総務課

6 臨時又は特別の事務事業を処理させるために置く組織で課に準ずるもの（以下「課相当の室」という。）は、次のとおりとする。

学校改革推進室

学校ICT化推進室

教育環境整備推進室

第3条～第6条 （略）

第6条の2 学校保健体育課、教育課程課、支援教育課、生徒指導課又は人権教育課に属する職員で、次の各号に掲げる職にあるものは、特に辞令を用いて発令する者を除き、当該各号に定める職を特に辞令を用いることなく兼ねるものとする。

- (1) 課長又は参事 学校教育部参事
- (2) 課長補佐又は主幹 学校教育部主幹

- (3) 主任指導主事 学校教育部主任指導主事
- (4) 主査 学校教育部主査
- (5) 指導主事 学校教育部指導主事
- (6) 副主査 学校教育部副主査
- (7) 主任指導員 学校教育部主任指導員
- (8) 指導員 学校教育部指導員

第6条の3～第9条 (略)

別表第1 (第3条関係)

総務部

- (1) 博物館に関する事務の市長事務部局との連絡調整に関すること。
- (2) 公民館に関する事務の市長事務部局との連絡調整に関すること。

総務課

- (1) 事務局等職員の出退勤の記録の整理に関すること。
- (2) 事務局等職員に係る諸証明に関すること。
- (3) 事務局等職員の手当の認定に関すること。

総務人事係

- (1) 公印の管守に関すること。
- (2) 文書の受発及び配付に関すること。
- (3) 事務局等の組織に関すること。

- (3) 主任指導主事 学校教育部主任指導主事
- (4) 主査 学校教育部主査
- (5) 指導主事 学校教育部指導主事
- (6) 副主査 学校教育部副主査
- (7) 主任指導員 学校教育部主任指導員
- (8) 指導員 学校教育部指導員

第6条の3～第9条 (略)

別表第1 (第3条関係)

総務部

- (1) 博物館に関する事務の市長事務部局との連絡調整に関すること。
- (2) 公民館に関する事務の市長事務部局との連絡調整に関すること。

総務課

- (1) 事務局等職員の出退勤の記録の整理に関すること。
- (2) 事務局等職員に係る諸証明に関すること。
- (3) 事務局等職員の手当の認定に関すること。

総務人事係

- (1) 公印の管守に関すること。
- (2) 文書の受発及び配付に関すること。
- (3) 事務局等の組織に関すること。

- (4) 堺市職員定数条例（昭和29年条例第3号）第2条第7号に規定する職員の定数に関すること。
- (5) 事務局等職員の人事、福利厚生及び研修に関すること。
- (6) 事務局等職員の職員団体等に関すること。
- (7) 事務局等職員の公務災害等補償に関すること。
- (8) 事務局等における危機管理の総括に関すること。
- (9) 教育委員会指定管理者候補者選定委員会に関すること。
- (10) 課の所管に係る子ども教育ゆめ基金の管理に関すること。
- (11) 他の部、課又は課内の他の係の所管に属しないこと。

財務係

- (1) 予算、決算その他の財務に関すること。

教育政策課

調整係

- (1) 教育長、教育次長及び教育監の補佐に関すること。
- (2) 市議会の議事に関すること。
- (3) 条例、教育委員会規則等の案の審査及び調整に関すること。
- (4) 教育行政に関する広報及び広聴に関すること。
- (5) 課内の他の係の所管に属しないこと。

企画係

- (4) 堺市職員定数条例（昭和29年条例第3号）第2条第7号に規定する職員の定数に関すること。
- (5) 事務局等職員の人事、福利厚生及び研修に関すること。
- (6) 事務局等職員の職員団体等に関すること。
- (7) 事務局等職員の公務災害等補償に関すること。
- (8) 事務局等における危機管理の総括に関すること。
- (9) 教育委員会指定管理者候補者選定委員会に関すること。
- (10) 課の所管に係る子ども教育ゆめ基金の管理に関すること。
- (11) 他の部、課又は課内の他の係の所管に属しないこと。

財務係

- (1) 予算、決算その他の財務に関すること。

教育政策課

調整係

- (1) 教育長、教育次長及び教育監の補佐に関すること。
- (2) 市議会の議事に関すること。
- (3) 条例、教育委員会規則等の案の審査及び調整に関すること。
- (4) 教育行政に関する広報及び広聴に関すること。
- (5) 課内の他の係の所管に属しないこと。

企画係

- (1) 教育委員会の会議に関すること。
- (2) 教育行政の総合企画及び総合調整に関すること。
- (3) 総合教育会議に関する事務に係る市長事務部局との連絡調整に関すること。
- (4) 表彰に関すること。
- (5) 区における教育相談に関する事務に係る市長事務部局との連絡調整に関すること（学校教育部の所管に属するものを除く。）。
- (6) 教育に係る情報及び資料の収集に関すること。

学務課

奨学係

- (1) 児童及び生徒の就学援助に関すること。
- (2) 奨学金の交付に関すること。
- (3) 修学奨励に関すること。
- (4) 幼稚園児の募集に関すること。
- (5) 授業料等及び保育料に関すること。
- (6) 堺市奨学等基金に関すること。
- (7) 課内の他の係の所管に属しないこと。

学務係

- (1) 児童及び生徒の就学に関すること。
- (2) 通学区域その他児童及び生徒の通学に関すること。

- (1) 教育委員会の会議に関すること。
- (2) 教育行政の総合企画及び総合調整に関すること。
- (3) 総合教育会議に関する事務に係る市長事務部局との連絡調整に関すること。
- (4) 表彰に関すること。
- (5) 区における教育相談に関する事務に係る市長事務部局との連絡調整に関すること（学校教育部の所管に属するものを除く。）。
- (6) 教育に係る情報及び資料の収集に関すること。

学務課

学務係

- (1) 児童及び生徒の就学に関すること。
- (2) 通学区域その他児童及び生徒の通学に関すること。
- (3) 児童及び生徒の通学の助成に関すること。
- (4) 教科書の無償給与に関すること。
- (5) 学校基本調査に関すること。
- (6) 幼稚園児の募集に関すること。
- (7) 課内の他の係の所管に属しないこと。

奨学係

- (1) 児童及び生徒の就学援助に関すること。
- (2) 奨学金の交付に関すること。

- (3) 児童及び生徒の通学の助成に関すること。
- (4) 教科書の無償給与に関すること。
- (5) 学校基本調査に関すること。

教職員人事部

教職員企画課

企画係

- (1) 教職員の人事、給与、勤務条件等に係る調査及び企画並びに総合調整に関すること。
- (2) 教職員情報システムの管理及び運用に関すること。
- (3) 義務教育費国庫負担金等に関すること。
- (4) 堺市学校園教職員厚生会に関すること。
- (5) 教職員の被服に関すること。
- (6) 部内の他の課及び課内の他の係の所管に属しないこと。

給与係

- (1) 教職員の給与等（退職手当を含む。）の決定及び支給に関すること。
- (2) 教職員の給与等（退職手当を含む。）に係る税の源泉徴収

- (3) 修学奨励に関すること。
- (4) 授業料等及び保育料に関すること。
- (5) 堺市奨学等基金に関すること。

学校改革推進室

- (1) 学校改革に係る施策の企画、総合調整、計画策定及び推進に関すること。
- (2) 学校改革に係る関係部局との連絡調整に関すること。

教職員人事部

教職員企画課

企画係

- (1) 教職員の人事、給与、勤務条件等に係る調査及び企画並びに総合調整に関すること。
- (2) 教職員情報システムの管理及び運用に関すること。
- (3) 義務教育費国庫負担金等に関すること。
- (4) 堺市学校園教職員厚生会に関すること。
- (5) 教職員の被服に関すること。
- (6) 部内の他の課及び課内の他の係の所管に属しないこと。

給与係

- (1) 教職員の給与等（退職手当を含む。）の決定及び支給に関すること。
- (2) 教職員の給与等（退職手当を含む。）に係る税の源泉徴収

及び特別徴収に関する事。

- (3) 教職員の給与に係る諸証明に関する事。
- (4) 公立学校共済組合その他教職員の社会保険に関する事。
- (5) 一般財団法人大阪府教職員互助組合との連絡調整に関する事。
- (6) 教職員の児童手当に関する事。

労務係

- (1) 教職員の出退勤の記録の整理に関する事。
- (2) 教職員の労働安全衛生に関する事。
- (3) 教職員の健康管理に関する事。
- (4) 学校職員健康審査会に関する事。
- (5) 教職員の公務災害等補償に関する事。
- (6) 教職員の職員団体等に関する事。

教職員人事課

採用係

- (1) 教職員の採用に係る選考に関する事。
- (2) 課内の他の係の所管に属しない事。

人事係

- (1) 教職員の任免に関する事。
- (2) 学級編制に関する事。

及び特別徴収に関する事。

- (3) 教職員の給与に係る諸証明に関する事。
- (4) 公立学校共済組合その他教職員の社会保険に関する事。
- (5) 一般財団法人大阪府教職員互助組合との連絡調整に関する事。
- (6) 教職員の児童手当に関する事。

労務係

- (1) 教職員の出退勤の記録の整理に関する事。
- (2) 教職員の労働安全衛生に関する事。
- (3) 教職員の健康管理に関する事。
- (4) 学校職員健康審査会に関する事。
- (5) 教職員の公務災害等補償に関する事。
- (6) 教職員の職員団体等に関する事。

教職員人事課

採用係

- (1) 教職員の採用に係る選考に関する事。
- (2) 課内の他の係の所管に属しない事。

人事係

- (1) 教職員の任免に関する事。
- (2) 学級編制に関する事。

- (3) 教職員の定数及び配置に関すること。
- (4) 指導改善専門家等会議に関すること。

考査係

- (1) 教職員の分限、懲戒及び服務に関すること。
- (2) 教職員の人事評価に関すること。
- (3) 教職員の昇任に係る選考に関すること。
- (4) 教職員懲戒等審査会に関すること。

学校教育部

- (1) 学校における危機管理の総括に関すること。
- (2) 所管の業務に係る区役所との調整に関すること。

学校総務課

指導事務係

- (1) 学校教育部の予算、決算その他の財務及び事務の総括に関すること。
- (2) 教職員の旅行に係る使用料及び賃借料に関すること。
- (3) 部内の他の課及び課内の他の係の所管に属しないこと。

学校保健係

- (1) 学校保健に係る企画及び事業計画並びに学校安全計画及び学校安全の調整に関すること。

- (3) 教職員の定数及び配置に関すること。
- (4) 指導改善専門家等会議に関すること。

考査係

- (1) 教職員の分限、懲戒及び服務に関すること。
- (2) 教職員の人事評価に関すること。
- (3) 教職員の昇任に係る選考に関すること。
- (4) 教職員懲戒等審査会に関すること。

学校教育部

- (1) 学校における危機管理の総括に関すること。
- (2) 所管の業務に係る区役所との調整に関すること。

学校保健体育課

指導事務係

- (1) 学校教育部の予算、決算その他の財務及び事務の総括に関すること（課内の他の係の所管に属するものを除く。）。
- (2) 教職員の旅行に係る使用料及び賃借料に関すること。
- (3) 部内の他の課及び課内の他の係の所管に属しないこと。

保健体育係

- (1) 学校保健に係る企画及び事業計画並びに学校安全計画及び学校安全の調整に関すること。
- (2) 保健体育、児童及び生徒の体力向上並びに部活動に係る指導及び助言に関すること。

- (2) 学校における児童、生徒及び幼児の健康についての指導及び助言に関すること。
- (3) 児童、生徒及び幼児の各種健康診断に関すること。
- (4) 学校結核対策委員会に関すること。
- (5) 学校環境衛生に関すること。
- (6) 児童、生徒及び幼児の医療扶助に関すること。
- (7) 独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付に関すること。
- (8) 学校の校医、歯科医及び薬剤師の委嘱に関すること。

学校指導課

- (1) 学校運営、教育課程の編成等の指導及び助言に関すること。
- (2) 教科用図書及び教材の取扱いに関すること。
- (3) 堺市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会に関すること。
- (4) 学校教育活動に係る企画及び調整に関すること。
- (5) 教育課題に係る調査及び研究に関すること。
- (6) 教育改革に係る教育内容に関すること。
- (7) 高等学校の生徒の募集に関すること。
- (8) 学校教育に関する団体の育成及び指導に関すること（能力開発課の所管に属するものを除く。）。

- (3) 学校における児童、生徒及び幼児の健康に係る指導及び助言に関すること。
- (4) 児童、生徒及び幼児の各種健康診断に関すること。
- (5) 学校結核対策委員会に関すること。
- (6) 学校環境衛生に関すること。
- (7) 児童、生徒及び幼児の医療扶助に関すること。
- (8) 独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付に関すること。
- (9) 学校の校医、歯科医及び薬剤師の委嘱に関すること。

教育課程課

- (1) 学校運営、教育課程の編成等の指導及び助言に関すること。
- (2) 教科用図書及び教材の取扱いに関すること。
- (3) 堺市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会に関すること。
- (4) 学校教育活動に係る企画及び調整に関すること。
- (5) 教育課題に係る調査及び研究に関すること。
- (6) 教育改革に係る教育内容に関すること。
- (7) 高等学校の生徒の募集に関すること。
- (8) 学校教育に関する団体の育成及び指導に関すること（能力開発課の所管に属するものを除く。）。

- (9) プロポーザル方式による英語教育に関する人材派遣業務事業者選定委員会に関すること。

支援教育課

- (1) 特別支援教育に係る教育課程の編成等の指導及び助言に関すること。
- (2) 障害のある幼児、児童及び生徒の就学に係る相談及び指導に関すること。
- (3) 就学支援委員会に関すること。
- (4) 特別支援教育に係る関係機関との連絡調整に関すること。

生徒指導課

- (1) 生徒指導の推進に関すること。
- (2) いじめ防止等対策推進委員会に関すること。
- (3) 学校における進路指導等に係る指導及び助言に関すること。
- (4) 生徒指導に係る関係機関との連絡調整に関すること。
- (5) 堺市立学校園性暴力防止対策等推進委員会に関すること。
- (6) 学校及び登下校時における幼児、児童及び生徒の安全確保の総合調整に関すること。

人権教育課

- (1) 人権教育の企画に関すること。

- (9) プロポーザル方式による英語教育に関する人材派遣業務事業者選定委員会に関すること。

支援教育課

- (1) 特別支援教育に係る教育課程の編成等の指導及び助言に関すること。
- (2) 障害のある幼児、児童及び生徒の就学に係る相談及び指導に関すること。
- (3) 就学支援委員会に関すること。
- (4) 特別支援教育に係る関係機関との連絡調整に関すること。

生徒指導課

- (1) 生徒指導に係る指導及び助言並びに生徒指導体制の整備に関すること。
- (2) いじめ防止等対策推進委員会に関すること。
- (3) 学校における進路指導等に係る指導及び助言に関すること。
- (4) 生徒指導に係る関係機関との連絡調整に関すること。
- (5) 堺市立学校園性暴力防止対策等推進委員会に関すること。
- (6) 学校及び登下校時における幼児、児童及び生徒の安全確保の総合調整に関すること。

人権教育課

- (1) 人権教育の企画に関すること。

- (2) 人権教育の推進に関する事。
- (3) 人権教育の指導及び助言に関する事。
- (4) 人権教育に係る関係機関等との連絡調整に関する事。

教育センター

企画相談課

- (1) 教育センターの予算、決算その他の財務及び事務の総括に関する事。
- (2) 適応指導に関する事。
- (3) 教育相談に関する事。
- (4) 教育相談に係る関係機関等との連絡調整に関する事。
- (5) 教育文化センターの管理運営に係る指導及び監督に関する事。
- (6) 部内の他の課の所管に属しない事。

学校ICT化推進室

- (1) 学校における情報教育に係る相談、指導及び支援に関する事。
- (2) 教育情報ネットワークの管理及び運営に関する事。
- (3) 学校教育に係る情報化施策の推進に関する事。

能力開発課

- (1) 教職員の研修及び育成に関する事。
- (2) 教職員の校内研修に係る指導及び助言に関する事。

- (2) 人権教育の推進に関する事。
- (3) 人権教育の指導及び助言に関する事。
- (4) 人権教育に係る関係機関等との連絡調整に関する事。

教育センター

企画相談課

- (1) 教育センターの予算、決算その他の財務及び事務の総括に関する事。
- (2) 教育支援教室に関する事。
- (3) 教育相談に関する事。
- (4) 教育相談に係る関係機関等との連絡調整に関する事。
- (5) 教育文化センターの管理運営に係る指導及び監督に関する事。
- (6) 部内の他の課の所管に属しない事。

学校ICT化推進室

- (1) 学校における情報教育に係る相談、指導及び支援に関する事。
- (2) 教育情報ネットワークの管理及び運営に関する事。
- (3) 学校教育に係る情報化施策の推進に関する事。

能力開発課

- (1) 教職員の研修及び育成に関する事。
- (2) 教職員の校内研修に係る指導及び助言に関する事。

- (3) 大学等と連携した教員の養成に関する事。
- (4) 学校教育に係る今日的課題の調査及び研究に関する事。
- (5) 学校教育に関する団体の育成及び指導に関する事（教育研究会に係るものに限る。）。
- (6) 教科書センターに関する事。
- (7) 理科教育に係る相談、指導及び支援に関する事。
- (8) 幼児教育センターに関する事。

地域教育支援部

地域教育振興課

- (1) 美原こども館に関する事。

管理係

- (1) 社会教育委員に関する事。
- (2) （公財）堺市教育スポーツ振興事業団に関する事。
- (3) 舳松社会教育会館に関する事。
- (4) 部内の他の課及び課内の他の係の所管に属しない事。

支援係

- (1) 学校施設開放事業に関する事。
- (2) 社会教育関係団体の指導及び育成に関する事。

美原こども館

- (1) 館を使用する団体の育成並びに当該団体に対する助言及び指導に関する事。

- (3) 大学等と連携した教員の養成に関する事。
- (4) 学校教育に係る今日的課題の調査及び研究に関する事。
- (5) 学校教育に関する団体の育成及び指導に関する事（教育研究会に係るものに限る。）。
- (6) 教科書センターに関する事。
- (7) 理科教育に係る相談、指導及び支援に関する事。
- (8) 幼児教育センターに関する事。

地域教育支援部

地域教育振興課

- (1) 美原こども館に関する事。

管理係

- (1) 社会教育委員に関する事。
- (2) （公財）堺市教育スポーツ振興事業団に関する事。
- (3) 舳松社会教育会館に関する事。
- (4) 部内の他の課及び課内の他の係の所管に属しない事。

支援係

- (1) 学校施設開放事業に関する事。
- (2) 社会教育関係団体の指導及び育成に関する事。

美原こども館

- (1) 館を使用する団体の育成並びに当該団体に対する助言及び指導に関する事。

(2) 館の事業の企画立案に関する事。

(3) 館の使用の許可に関する事。

放課後子ども支援課

管理係

(1) 放課後児童対策事業に係る業務委託に関する事。

(2) 放課後児童対策事業等一部負担金に関する事。

(3) 放課後等における子どもの居場所の確保に関する事。

(4) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）に基づく放課後児童健全育成事業の開始等の届出に関する事。

(5) 課内の他の係の所管に属しない事。

企画運営係

(1) 放課後等における子どもの自主的な学習活動の支援に関する事。

(2) 放課後児童対策事業の企画運営に関する事。

(3) 前2号に掲げるもののほか、放課後等における子どもの活動の総合的な支援に関する事。

学校管理部

学校給食課

管理係

(1) 給食の調理又は配膳に関する業務の業者委託に関する事。

(2) 館の事業の企画立案に関する事。

(3) 館の使用の許可に関する事。

放課後子ども支援課

管理係

(1) 放課後児童対策事業に係る業務委託に関する事。

(2) 放課後児童対策事業等一部負担金に関する事。

(3) 放課後等における子どもの居場所の確保に関する事。

(4) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）に基づく放課後児童健全育成事業の開始等の届出に関する事。

(5) 課内の他の係の所管に属しない事。

企画運営係

(1) 放課後等における子どもの自主的な学習活動の支援に関する事。

(2) 放課後児童対策事業の企画運営に関する事。

(3) 前2号に掲げるもののほか、放課後等における子どもの活動の総合的な支援に関する事。

学校管理部

学校給食課

管理係

(1) 給食の調理又は配膳に関する業務の業者委託に関する事。

- (2) 給食施設の計画及び整備に関すること。
- (3) 給食に関する資料、情報の収集及び調査研究に関すること。
- (4) 給食業務に係る研修に関すること。
- (5) 学童を主体とする集団下痢症の補償（以下「補償」という。）に関すること。
- (6) 補償に係る相談及び調査業務に関すること。
- (7) 補償金の支払い事務に関すること。
- (8) 部内の他の課及び課内の他の係の所管に属しないこと。

給食係

- (1) 給食に係る企画及び事業計画に関すること（中学校給食準備室の所管に属するものを除く。）。
- (2) 学校給食の指導及び運営に関すること（中学校給食準備室の所管に属するものを除く。）。
- (3) （公財）堺市学校給食協会に関すること。

中学校給食準備室

- (1) 全員喫食制中学校給食に係る企画及び事業計画に関すること。
- (2) 全員喫食制中学校給食の指導及び運営に関すること。

学校管理課

管理係

- (2) 給食施設の計画及び整備に関すること。
- (3) 給食に関する資料、情報の収集及び調査研究に関すること。
- (4) 給食業務に係る研修に関すること。
- (5) 学童を主体とする集団下痢症の補償（以下「補償」という。）に関すること。
- (6) 補償に係る相談及び調査業務に関すること。
- (7) 補償金の支払い事務に関すること。
- (8) 部内の他の課及び課内の他の係の所管に属しないこと。

給食係

- (1) 給食に係る企画及び事業計画に関すること。
- (2) 学校給食の指導及び運営に関すること。
- (3) （公財）堺市学校給食協会に関すること。

【削除】

学校管理課

学校経理係

- (1) 学校施設の建物及び設備の維持管理に関すること。
- (2) 学校施設の警備に関すること。
- (3) 学校施設の土地及び建物の財産管理に関すること。
- (4) 学校施設の目的外使用に関すること。
- (5) 学校施設に係る電波障害に関すること。
- (6) 課内の他の係の所管に属しないこと。

学校経理係

- (1) 学校に係る予算、決算その他の財務の総括に関すること。
- (2) 学校の備品等の整備計画に関すること。
- (3) 学校における物品調達事務及び維持経費の執行に関すること。

学校施設課

施設係

- (1) 学校施設の整備工事に係る連絡調整に関すること。
- (2) 修繕又は工事に係る経費の執行に関すること。
- (3) 学校施設の整備に係る国庫負担金申請等に関すること。
- (4) 課内の他の係の所管に属しないこと。

計画係

- (1) 学校施設の整備に係る計画及び調整に関すること。
- (2) 学校施設の整備工事に係る事前調査に関すること。

- (1) 学校に係る予算、決算その他の財務の総括に関すること。
- (2) 学校の備品等の整備計画に関すること。
- (3) 学校における物品調達事務及び維持経費の執行に関すること。
- (4) 課内の他の係の所管に属しないこと。

管理係

- (1) 学校施設の建物及び設備の維持管理に関すること。
- (2) 学校施設の警備に関すること。
- (3) 学校施設の土地及び建物の財産管理に関すること。
- (4) 学校施設の目的外使用に関すること。
- (5) 学校施設に係る電波障害に関すること。

学校施設課

施設係

- (1) 学校施設の整備工事に係る連絡調整に関すること。
- (2) 修繕又は工事に係る経費の執行に関すること。
- (3) 学校施設の整備に係る国庫負担金申請等に関すること。
- (4) 課内の他の係の所管に属しないこと。

計画係

- (1) 学校施設の整備に係る計画及び調整に関すること。
- (2) 学校施設の整備工事に係る事前調査に関すること。

- (3) 学校施設台帳に関すること。

営繕係

- (1) 学校施設の計画修繕に係る企画立案及び維持修繕に関すること。

教育環境整備推進室

- (1) 学校施設の適正配置に関すること。
 (2) 学校施設の建物及び設備の整備に関すること（学校給食課、中学校給食準備室、学校管理課及び学校施設課の所管に属するものを除く。）。
 (3) 教育改革に係る施設の整備に係る調整に関すること。
 (4) 学校施設の跡地に関すること。
 (5) 幼児教育改革に係る企画、調整等に関すること。
 (6) 前各号に掲げるもののほか、教育環境の整備に関すること（他の所管に属するものを除く。）。

中央図書館

総務課

管理係

- (1) 図書館の施設、設備等の維持管理に関すること。
 (2) 集会室の使用の許可に関すること。
 (3) 部内の他の課及び課内の他の係の所管に属しないこと。

企画情報係

- (3) 学校施設台帳に関すること。

営繕係

- (1) 学校施設の計画修繕に係る企画立案及び維持修繕に関すること。

教育環境整備推進室

- (1) 学校施設の適正配置に関すること。
 (2) 学校施設の建物及び設備の整備に関すること（学校給食課、学校管理課及び学校施設課の所管に属するものを除く。）。
 (3) 教育改革に係る施設の整備に係る調整に関すること。
 (4) 学校施設の跡地に関すること。
 (5) 幼児教育改革に係る企画、調整等に関すること。
 (6) 前各号に掲げるもののほか、教育環境の整備に関すること（他の所管に属するものを除く。）。

中央図書館

総務課

管理係

- (1) 図書館の施設、設備等の維持管理に関すること。
 (2) 集会室の使用の許可に関すること。
 (3) 部内の他の課及び課内の他の係の所管に属しないこと。

企画情報係

- (1) 図書館事業の企画及び連絡調整に関すること。
- (2) 図書館協議会に関すること。
- (3) 図書館情報システムの管理運営に関すること。
- (4) 一般資料、児童資料その他の資料（地域資料を除く。）の収集（図書館サービス係及び各図書館において行う収集を除く。）、整理、保存及び廃棄に関すること。

図書館サービス係

- (1) 地域資料の収集、整理、保存及び廃棄に関すること。
- (2) 資料の収集（当該館において必要な購入資料の選定並びに当該資料の受入れ及び検収に限る。以下同じ。）及び保管に関すること。
- (3) 移動図書館に関すること。
- (4) 図書館カウンター堺東に関すること。
- (5) 図書館サービスに関すること。

堺市駅前分館

- (1) 資料の保管に関すること。
- (2) 図書館サービスに関すること。

中図書館

- (1) 資料の収集及び保管に関すること。
- (2) 図書館サービスに関すること。

東百舌鳥分館

- (1) 図書館事業の企画及び連絡調整に関すること。
- (2) 図書館協議会に関すること。
- (3) 図書館情報システムの管理運営に関すること。
- (4) 一般資料、児童資料その他の資料（地域資料を除く。）の収集（図書館サービス係及び各図書館において行う収集を除く。）、整理、保存及び廃棄に関すること。

図書館サービス係

- (1) 地域資料の収集、整理、保存及び廃棄に関すること。
- (2) 資料の収集（当該館において必要な購入資料の選定並びに当該資料の受入れ及び検収に限る。以下同じ。）及び保管に関すること。
- (3) 移動図書館に関すること。
- (4) 図書館カウンター堺東に関すること。
- (5) 図書館サービスに関すること。

堺市駅前分館

- (1) 資料の保管に関すること。
- (2) 図書館サービスに関すること。

中図書館

- (1) 資料の収集及び保管に関すること。
- (2) 図書館サービスに関すること。

東百舌鳥分館

- (1) 資料の保管に関する事。
- (2) 図書館サービスに関する事。

東図書館

- (1) 資料の収集及び保管に関する事。
- (2) 図書館サービスに関する事。

初芝分館

- (1) 資料の保管に関する事。
- (2) 図書館サービスに関する事。

西図書館

- (1) 資料の収集及び保管に関する事。
- (2) 図書館サービスに関する事。

南図書館

- (1) 資料の収集及び保管に関する事。
- (2) 図書館サービスに関する事。
- (3) 図書館ホール及び集会室の使用の許可に関する事。

梅分館・美木多分館

- (1) 資料の保管に関する事。
- (2) 図書館サービスに関する事。

北図書館

- (1) 資料の収集及び保管に関する事。

- (1) 資料の保管に関する事。
- (2) 図書館サービスに関する事。

東図書館

- (1) 資料の収集及び保管に関する事。
- (2) 図書館サービスに関する事。

初芝分館

- (1) 資料の保管に関する事。
- (2) 図書館サービスに関する事。

西図書館

- (1) 資料の収集及び保管に関する事。
- (2) 図書館サービスに関する事。

南図書館

- (1) 資料の収集及び保管に関する事。
- (2) 図書館サービスに関する事。
- (3) 図書館ホール及び集会室の使用の許可に関する事。

梅分館・美木多分館

- (1) 資料の保管に関する事。
- (2) 図書館サービスに関する事。

北図書館

- (1) 資料の収集及び保管に関する事。

(2) 図書館サービスに関する事。

美原図書館

(1) 資料の収集及び保管に関する事。

(2) 図書館サービスに関する事。

(2) 図書館サービスに関する事。

美原図書館

(1) 資料の収集及び保管に関する事。

(2) 図書館サービスに関する事。

堺市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会規則（平成25年教育委員会規則第7号）（附則第2項関係）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>（庶務） 第10条 委員会の庶務は、<u>学校指導課</u>において行う。</p>	<p>（庶務） 第10条 委員会の庶務は、<u>教育課程課</u>において行う。</p>